

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局長  
(公印省略)

一酸化炭素中毒防止の徹底について（緊急要請）

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、北海道内の建設現場において、内燃機関を有する発電機を使用し、複数の作業員が一酸化炭素中毒となったところです。

つきましては、内燃機関を有する機械の使用及び一酸化炭素中毒の防止に関し、特に下記の事項の徹底について、傘下会員事業場等に注意喚起いただきますよう、お願いいたします。

記

1 事案概要

地下駐車場内の建設現場において、小型工具を使用するため、内燃機関を有する小型発電機を使用し作業を行っていたところ、一酸化炭素中毒により複数の作業員が体調不良となり、病院へ救急搬送されたもの（原因等は現在調査中）。

2 内燃機関を有する機械の使用及び一酸化炭素中毒防止に関する事項について

- (1) 自然換気が不十分なところにおいては、発電機等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- (2) やむを得ず、内燃機関を有する機械を使用する場合には、当該内燃機関の排気ガスによる一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、当該場所を換気すること。
- (3) 換気を実施する場合には、あらかじめ換気設備の設置位置、換気性能、作業箇所における必要な風量等について検討、確認を行った上で、適切な換気について計画すること。
- (4) 換気を行う場合には、作業開始前に換気設備、必要な風量が得られているか等について点検を行うとともに、作業において適宜必要な風量が確保されているかなどの確認を行うこと。また、関係作業員らに内燃機関を有する機械の使用、換気の実施についての計画をあらかじめ周知すること。
- (5) 内燃機関を有する機械、換気設備に異常が認められた場合には、直ちに

作業を中止するとともに、関係作業者に退避等の必要な指示を行うこと。

また、異常を認めた場合の報告方法、退避等の計画についてあらかじめ関係作業者に周知すること。

担当：北海道労働局労働基準部健康課

電話：011(709)2311(内線 3563)